

令和6年度第9回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月26日（木）午後1時30分から2時52分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（11人）

会長	12番	丸谷	浩二
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	11番	林	恵子
	13番	北	廣見
	14番	朝倉	雪

4. 欠席委員（3人）

会長職務代理	2番	藤野	雄次
	9番	谷川	聡志
	10番	長谷川	太佑

5. 議事日程

第1	開会
第2	会長挨拶
第3	業務報告
第4	議事録署名人の指名
第5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第3号 現況証明願について
	議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
	議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に

- ついて
- 第6 その他
- (1) 1月の農業委員会定例総会開催予定について
- (2) その他
- 第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆さん、お疲れさまでございます。定刻を少し過ぎましたけれども、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

それでは、定例総会の開催に当たりまして、丸谷会長からご挨拶いただきたいと思っております。お願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況をご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は18名でございます。なお、2番藤野職務代理者、9番谷川委員、10番長谷川委員、推進委員の辻下委員、南坂委員、深川委員から欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長をお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、

8番宮腰委員、11番林委員の両名をお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。2ページをご覧ください。

今回、2件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は堀江十楽地係の畑1筆で、面積は905㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま。

2番につきましては、譲渡人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんで、譲受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請農地は北潟地係の畑、ほか1筆で、合計面積は257㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われま。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当の説明を求めます。番号1番につきまして、6番松井委員、お願いいたします。

6 番： 事務局の説明のとおり、何ら問題はないと思われま。以上です。

議 長： ありがとうございます。

次、番号2番につきましては、長谷川委員が欠席をしておりますので、事務局説明のとおりといたします。

それでは、これらの案件にきましてご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めま。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。5ページをお開きください。

今回、案件としましては、1件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は菅野にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は伊井の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては菅野地係で、登記地目は田、面積は5,369㎡でございます。用途につきましては工場用地でございます。事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地に工場を整備したいとのご希望でございます。権利の種類につきましては所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施工に係る区域内にある農地ということで第1種農地でございます。第1種農地につきましては、原則転用ができないとなっておりますが、例外規定に該当する場合に転用が可能でございます。今回は既存敷地の2分の1以内の拡張のため、許可できるものと判断しております。申請地の位置図、地番図は6ページ、施設の計画図につきましては7ページから9ページをご覧ください。以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当の説明を求めます。

8番： この件につきましては、〇〇〇〇さんのほうから説明を受けまして、また、地区の役員の方の同意もあるということで、別に問題はないと思います。

議長： ありがとうございます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、7番三上委員に調査結果の報告をお願いいたします。

7番： 本日9時より、館委員と事務局1名と私で現地を確認した結果、工場裏地に隣接するもので、何ら問題ないと思われまます。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、この案件について、ご質問はありませんか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議長： 続きまして、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。10ページをご覧ください。

今回、案件としましては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は福井市松本にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては北潟地係の2筆で、面積は合計91㎡、登記地目はいずれも田、現況は非農地でございます。事由につきましては、申請地は昭和44年頃までは農地として利用されていましたが、同年に住宅敷地の一部として整備し、以後宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。申請地の位置図、付近図は11ページになります。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、7番三上委員に調査結果の報告をお願いいたします。

7番： 午前中、館委員と事務局と3名で現地確認して、もう住宅が建っているので問題ないと思われま。

以上です。

議長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問はないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」をご説明いたします。あわら市農用地利用集積計の12月分があわら市から提出されたので、その決定を求めます。

12ページにお進みください。公告予定日につきましては令和6年12月27日金曜日でございます。借手は17人、貸手は70人でございます。利用権設定面積は、賃借権が159筆、27万8,718㎡、うち再設定が、(1)の賃借権の表の右下部の記載のとおり、132筆、22万7,907㎡でございます。期間別内訳は、2年以下の畑が2筆、4,206㎡、3年～5年の田が19筆、2万6,949㎡、畑が7筆、1万7,495㎡、6年～9年の畑が1筆、300㎡、10年以上の田が119筆、20万3,897㎡、畑が11筆、2万5,871㎡でございます。

使用貸借権は5筆、2,833㎡で、うち再設定が2筆、699㎡でございます。期間別内訳は、3年～5年田が2筆、699㎡と10年以上の畑が3筆、2,134㎡でございます。

用紙の右のほうに移りまして、利用権の移転につきましてはございませんでした。

所有権移転につきましては1件。角屋の田が5筆、畑が2筆で、合計面積9,891㎡でございます。

集落別内訳につきましては、布目の田が18筆、下番の田が5筆、橋屋の田が2筆、桑原の田が1筆、玉木の田が3筆、熊坂の田が1筆、矢地の田が1筆、東山の田が7筆、権世の田が8筆、清滝の田が4筆、坂口の田が8筆、蓮ヶ浦の田が4筆、指中の田が2筆、細呂木の田が47筆、畑が2筆、柿原の畑が5筆、山十楽の畑が3筆、宮谷の畑が2筆、井江葎の畑が1筆、清王の畑が1筆、北潟の田が16筆、畑が1筆、波松の田が16筆、畑が5筆、城新田の畑が1筆でございます。

それでは、13ページにお進みください。農用地利用集積計画の決定についてでございます。

1番につきましては、所有権の移転でございます。譲渡人は二面にお住まいの〇〇〇さんでございまして、譲受人は角屋の〇〇〇〇でございます。申請地は角屋の田5筆と畑2筆で、合計9,891㎡でございます。利用目的は水稻と野菜で、権利の移転時期につきましては、令和7年1月10日でございます。土地の対価につきましては、水田が90万5,300円で、普通畑が4万1,900円で、対価の支払い期限は令和7年1月10日でございます。対価への支払い方法は、指定口座への振込でございます。

14ページにお進みください。2番につきましては、借受人は樋山にお住まいの〇〇〇さんでございます。橋屋の田2筆でございます。利用目的は水稻で使用貸借

権の設定でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和9年12月31日まででございます。再設定でございます。

3番につきましては、借受人は坂井市丸岡町の〇〇〇〇で、桑原の田1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万3,500円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和16年12月31日まででございます。再設定でございます。

4番につきましては、借受人は坂井市坂井町の〇〇〇〇さんで、玉木の田3筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万2,000円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和9年12月31日まででございます。再設定でございます。

5番につきましては、借受人は熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんで、熊坂の田1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は3,000円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和16年12月31日まででございます。新規設定でございます。

続きまして、15ページにお進みください。6番につきましては、借受人は大溝の〇〇〇〇さんで、山十楽の畑1筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は7,948円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和9年12月31日まででございます。

7番につきましては、借受人は坂井市丸岡町にお住まいの〇〇〇〇さんで、宮谷の畑2筆でございます。利用目的は野菜、牧草で、賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和16年12月31日まででございます。再設定でございます。

8番につきましては、借受人は坂井市坂井町にお住まいの〇〇〇〇さんで、井江菫の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和16年12月31日まででございます。

9番から、16ページにわたっての11番につきましては、借受人は清王にお住まいの〇〇〇〇さんで、山十楽の畑2筆と清王の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては、9番は令和7年1月1日から令和16年12月31日まで、10番は令和7年1月1日から令和13年12月31日まで、11番は令和7年1月1日から令和11年12月31日まででございます。全て新規設定でございます。

12番につきましては、借受人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんで、北潟の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和7年12月31日まででございます。再設定でございます。

13番につきましては、借受人は矢地にお住まいの〇〇〇〇さんで、矢地の田1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は6,000円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和16年12月31日まででございます。再設定でございます。

17ページにお進みください。14番から21番につきましては、借受人は東山の〇〇〇〇で、東山の田7筆と権世の田8筆と清滝の田4筆でございます。利用目的は水稲で、14番、16番、18番、20番は賃借権の設定、10a当たりの賃借料は、14番は5,323円、16番と18番、20番が5,021円、19番が4,520円です。15番と17番と21番は使用貸借権の設定でございます。期間につきましては、全て令和7年1月6日から令和17年1月5日まででございます。全て新規設定でございます。

19ページにお進みください。22番から25番につきましては、借受人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんで、波松の畑5筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和9年12月31日まででございます。全て再設定でございます。

26番から、21ページにわたっての30番までにつきましては、借受人は上番の〇〇〇〇で、布目の田18筆と下番の田5筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は、26番、28番、30番は1万6,500円で、27番は1万4,000円、29番は1万5,000円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和16年12月31日まででございます。全て再設定でございます。

31番から、22ページ、23ページ、24ページにわたって、44番までにつきましては、借受人は北野の〇〇〇〇です。波松の田16筆でございます。利用目的は麦、ソバで賃借権の設定、10a当たりの賃借料は5,000円です。期間につきましては、31番から43番までは令和7年1月1日から令和9年12月31日まで、44番は令和7年4月1日から令和9年12月31日まででございます。31番から42番までは再設定、43番、44番は新規設定でございます。

続きまして、45番から、25ページ、26ページ、27ページ、28ページ、29ページ、30ページ、31ページまでにわたっての72番までにつきましては、借受人は細呂木の〇〇〇〇で、坂口の田8筆、細呂木の田47筆、畑2筆、指中の田2筆、蓮ヶ浦の田4筆でございます。利用目的は水稲と野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は市平均賃借料です。期間につきましては令和7年1月1日から令和16年12月31日まででございます。全て再設定でございます。

73番につきましては、借受人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんで、城新田の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和7年12月31日まででございます。再設定でございます。

74番から76番につきましては、借受人は柿原にお住まいの〇〇〇〇さんで、柿原

の畑5筆でございます。利用目的は野菜で貸借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和7年1月1日から令和16年12月31日まででございます。こちらは全て新規設定でございます。

以上、これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

それから、先月の農用地利用集積の議案のときに質問のあった2点について、回答いたします。

まず、1点目のご質問は、農用地利用集積計画の決定についての表の中で、借受人の方が外国籍の方で、なぜ使用貸借権の設定になったかというご質問でしたが、その貸付の農地はひどく荒れていまして、畑のごみもあり、ひどい状態だったのを借受人の〇〇〇〇さんとそのご主人がすごくきれいにしてくれたとのことで、双方でお話をされ、土地所有者の方が使用貸借権にされたとのことです。借受人の〇〇〇〇さんは園芸カレッジを卒業され、就労されている方です。

2点目のご質問は、借地権は農地には発生しないのかというご質問でしたが、借地権は、他人の土地を利用して建物を建てたり利用したりするための権利を指します。借地権は、原則として農地には適用されません。農地は農業を行うための土地であり、建物を建てることを前提としていませんので、農地を借りる場合には借地権が成立しません。農地における賃借は、農地法の規定に従うということです。

以上2点が回答になります。

以上で説明を終わります。

議長： 本案について、ご質問はありませんか。

5番： 前回の質問とちょっとダブるんですけども、今回のご説明があった使用貸借権とただの賃借権の違いですけども、使用貸借権のところは賃借料が何も書かれてないので、使用貸借権というのは、はっきり言ってただで貸すという意味に捉えればいいのでしょうか。

事務局： はい。賃料は発生しない利用権になります。

5番： じゃ、その場合に、借手にとってみれば非常に楽な、ただってことでいいんですけど、それは貸手と借手で合意でそうなるということですね。

事務局： はい、双方のお話合いにより決められた設定です。

議長： ほかにありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。なお、番号14番から21番につきましては、〇番〇〇〇〇委員が関係しています。また、45番から72番については、〇番〇〇〇〇委員が関係していますので、これらを除く1番から13番、22番から44番、73番から76番について採決をいたします。

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、1番から13番、22番から44番、73番から76番についての賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、退席をお願いします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号14番から21番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

(〇番〇〇〇〇委員退席)

- 7 番： それでは、〇〇〇〇委員が退出したため、代わって私、三上が議事を進めます。番号45番から72番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

賛成全員。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」をご説明いたします。33ページをご覧ください。こちらの33ページは、1月利用権分の農地中間管理事業の満期による更新と新規の一覧です。

1番につきましては、瓜生の田7筆で、利用権を設定するものは1名です。転貸先(受け手)は〇〇〇〇でございます。契約の更新でございます。

2番につきましては、馬場の田14筆で、利用権を設定するものは1名です。転貸

先（受け手）は〇〇〇〇でございます。契約の更新でございます。

3番につきましては、中川の田3筆で、利用権を設定するものは1名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

4番につきましては、笹岡の田1筆で、利用権を設定するものは1名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

5番につきましては、伊井の田3筆で、利用権を設定するものは1名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇さんです。契約の更新でございます。

6番につきましては、古谷石塚の田11筆で、利用権を設定するものは1名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇さんが1筆、〇〇〇〇さんが10筆です。契約の更新でございます。

7番につきましては、桑原の田5筆で、利用権を設定するものは1名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇です。契約の更新です。

8番につきましては、熊坂の田1筆で、利用権を設定するものは1名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

9番につきましては、後山の田8筆で、利用権を設定するものは1名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

10番につきましては、坂の下の田25筆で、利用権を設定するものは17名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

11番につきましては、千束の田45筆で、利用権を設定するものは15名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇です。契約の更新でございます。

12番につきましては、下番の田21筆で、利用権を設定するものは5名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇さんです。契約の更新でございます。

13番につきましては、布目の田32筆で、利用権を設定するものは14名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇さんです。契約の更新と新規設定でございます。

14番につきましては、玉木の田20筆で、利用権を設定するものは7名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇さんです。新規設定でございます。

15番につきましては、宮前・公文の田54筆で、利用権を設定するものは17名です。転貸先（受け手）は〇〇〇〇さんです。契約の更新と新規設定でございます。

続きまして、34ページから53ページまでにつきましては、33ページの転貸一覧の番号1番から15番までの利用権設定の土地の詳細を表した一覧です。利用権の内容の詳細につきましては表に記載のとおりとなっておりますので、ご確認をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長： 本案についてご質問はありますか。よろしいですか。
(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

ありがとうございます。全員賛成です。よって、意見なしと決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」をご説明いたします。54ページをご覧ください。

農地法第3条3の規定の届出は、許可要件が必要でない所有権など移転の報告です。

今回、11件の届出がございました。全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、伊井の田畑6筆でございます。権利取得者は伊井にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年1月5日でございます。

2番の届出につきましては、北金津の田4筆と花乃杜一丁目の畑3筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年3月31日でございます。

55ページをご覧ください。3番の届出につきましては、56ページにわたって、北潟の田畑7筆と坂口の田畑13筆と蓮ヶ浦の田2筆と指中の田7筆でございます。権利取得者は坂口にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年9月25日でございます。

4番の届出につきましては、蓮ヶ浦の畑3筆でございます。権利取得者は蓮ヶ浦にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年5月27日でございます。

5番の届出につきましては、桑原の田畑7筆でございます。権利取得者は桑原にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年10月4日でございます。

6番の届出につきましては、東善寺の田1筆でございます。権利取得者は坂井市春江町にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和5年2月14日でございます。

57ページにお進みください。7番の届出につきましては、堀江十楽の田畑5筆でございます。権利取得者は堀江十楽にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和5年2月14日でございます。

8番の届出につきましては、中番の田畑9筆でございます。権利取得者は中番にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年6月24日でございます。

9番の届出につきましては、市姫五丁目の田1筆、稲越の田畑5筆でございます。権利取得者は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年8月6日でございます。

10番の届出につきましては、北潟の田畑23筆と花乃杜二丁目の畑1筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和5年12月29日でございます。

59ページにお進みください。11番の届出につきましては、市姫四丁目の畑1筆、市姫五丁目の田1筆、稲越の田畑11筆でございます。権利取得者は市姫にお住まいの〇〇〇〇さんで、権利取得日は令和6年10月19日でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」をご説明いたします。60ページをご覧ください。

今回、11件の届出がございました。

1番から、61ページにわたっての6番の届出につきましては、玉木の田17筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人都合による解約でございます。

61ページをご覧ください。7番につきましては、宮前の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人都合による解約でございます。

8番から10番までにつきましては、北潟の田4筆で、賃借人は〇〇〇〇さんでございます。賃借人都合による解約でございます。

11番につきましては、菅野の田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。転用目的で利用するための解約でございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本案についてご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他（１）

議 長： 次に、その他の（１）「１月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： １月の農業委員会定例総会について……すみません、先に、ごめんなさい。皆さんの机のほうに置かせていただきました、あわら市農業委員会新年会の開催についてのご案内の文書を見ていただけますでしょうか。毎年恒例の農業委員会の新年会を行いたいと思います。毎年定例となっていて、総会後に行うというふうになっておりますので、今回も令和７年１月２４日を予定しております。２４日３時から定例総会行いまして、夜６時に新年会開宴というようにさせていただきたいと思えます。

議 長： ただいま１月の農業委員会定例総会並びに新年会のお話が出ました。説明どおり、１月２４日に対しまして、ご意見等々ありましたら受けたいと思えます。よろしいですか。

（質問、意見なし）

ご意見がないようですので、事務局説明のとおり、１月の定例総会は１月２４日金曜日午後３時から開催することといたします。

◇ その他（２）

議 長： 次に、その他の（２）その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： 今、事務局のほうから説明がありました。地域計画について、ご質問がある方はお受けしたいと思います。

八木推進委員： 地域の皆さんからいろいろ意見をいただいているという話ですが、区長さんとかそういう人にも、これを渡してあるんでしょうかね。農家組合長さんだけですか。

事 務 局： 取っかかりは農家組合長さんです。農家組合長さんが区長さんのところに持って行ったということで、区長さんから話があるところもありますし、土地改良さんのところで相談してほしいということで、土地改良さんのところに書類が回っているところもあります。それは、その地域ごとで考えていただければいいかなと。農家組合長さんに送ったのは、取りかかりとして農家組合長さんをお願いだけで、

農家組合だけでお話しできないというところも相談を受けていまして、区の総会で話し合いますというようなどころもあります。

八木推進委員： 今のこのことに取り組むにも、やっぱり押されて、押されてというか、みんな年いったり、できんなったりしてもう引退される、あるいは耕作地を縮める人ばかりなんですね。で、やっぱり地域の人意見というの、さっき説明がありましたが、皆さんどうか知らんけど、僕らのところは、例えば県道を走っていると、路肩のガードレールとか県道を造るのり面。ここら辺りも全て耕作者が、そこにする耕作者が管理せんあかんのやってね。農家だけに任せんと、ぜひ、区長さん中心に、その地域中心に取り組める環境をつくってほしいと思います。

事務局： もちろん、今、農業をする人が減っていますから、そうなる、話し合う人がいないってさっきも言ったと思うんですけど、地域に農業者が私一人なんですというところもあったんですよ。話し合うって、私は誰と話し合ったらいいんでしょうかみたいなの、そんな電話もあったんですよ。もちろん農業をしているのはお一人かもしれませんけれども、農地を持っていらっしゃる方が地域にはいらっしゃる。その人たちは、じゃ、もう関係ないのかということですよ。農地はもう貸したで私は関係ありませんって、それでいいのかという、そういうところですよ。

今、相談を受けたところは、農業者は自分一人なんですけれども、農業者じゃない地域の方というのは、話し合いというのは、ほかのことで集まったりしているところがあるので、そこに行って今の現状とか、農家じゃない人がどうやって農地を守るために参加してくれるのかというのを相談するというふうには言っておられました。

なので、農業する人だけ集まっても答えは見つからないのかなと。農業しない人も。でも、今、非農家の人が増えていきますから、集まれと言っても集まってくれるかどうか分からないんだと思うんですね。なので、むしろ、さっきじゃないですけど、区の総会だったり区の集まりがあるときに、農業をしていない人の集まっているところに行って話しするというのが大事なかなというふうには思います。

八木推進委員： 委員として、それは今おっしゃったとおりなんですけど、役所のほうから何か仕掛けをつくってもらおうというか、地域を守るために、1人に任せんと、役所のほうからもひとつ何か問いかけてほしいと思いますね。

事務局： 役所の呼びかけだと人が集まるんかという、多分そうでもないですよ、きっと。意識の問題で、地域の意識という問題もちょっとありますので、なかなか呼びかけるといっても、どういったものが効果があるのかなというのは、私らも今すぐ

にはちょっと答えが出せないなというふうには思うんですけども。

八木推進委員： はい、分かりました。

議 長： ほかにいかがでしょうか。

澤田推進委員： 今、田んぼのことはよう分かったんですけど、畑はあっちの坂井北部のほうで計画を立てると言いましたけど、これは地域別にはしないんですか。今、田んぼの場合は地域別にやっておられるね。この坂井北部の畑の場合は、地域別にはしないんですか。

事 務 局： 地域別にはしないというふうに聞いています。人・農地プランも、坂井北部丘陵地として1つのプランがぼんとありましたので、地図もそれに合わせてぼんって1つの地図を作っているというふうに聞いていますので、丘陵地の井江葎、牛山とか、そんなふうに分けているというふうには聞いてません。1つ大きなプランができるというふうに聞いています。

澤田推進委員： そうすると、集落とか地区での畑に関しての、そういう話合いとか、そういうことはないということやね。

事 務 局： 向こうがどのタイミングで皆さんに問いかけするのかは、ちょっと向こうのタイミングもあるので、まだ完成はしていないようですので、まだ今つくっている途中みたいです。どのタイミングかで提示はある。必ずあると思います。

澤田推進委員： 最終的には、それも合わせてあわら市のほうでやるということになるんやね。

事 務 局： あわら市の水田81地区の地域計画、プラス、坂井北部丘陵地のプラン82ということで作ることになってます。

議 長： はい、どうぞ。

浅井推進委員： すみません、さっき裏の括弧の2番の中間管理機構の活用する話で、いろいろ何か意見があるというようなことをおっしゃっていましたが、私の認識では、基本的に中間管理機構を利用せざるを得ないと思ってるんですが、そう考えちゃ間違いなんかね。

事務局： 間違いではないです。間違いではないですが、地域においては個人耕作者さんをすごく大事にされている地区もあって、作れる人は少しでも長く、預けるのではなくて自分で長く作るということをベースに置いてる地区も実はあって。

浅井推進委員： そういう意味なら分かりますよ。

事務局： 今、基盤法の賃借権もまだ残ってしまっていて、で、10年契約とか、20年契約のもありますので、それをまたどのタイミングで切り替えるのか。あと、貸し借りは3条の貸し借りもできるので、そういったことも含めて考えていくのかというの、また地域それぞれというふうには思っています。

浅井推進委員： はい、分かりました。

議長： ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

今から年末年始にかけて、集落の方との寄り合いが多分あるだろうというふうに思いますので、そういった席では話が出るのかなというような思いがしております。で、もし、いろんな問いかけがあるかもしれませんので、委員の方々もよろしくお願ひしたいと思います。

前、いつとき話が出ました、この計画に名前を載せてない場合は国の事業にどうのこうのという、載れないとか、補助金の対象にならんとかということがありましたけれども、その辺のことはどうなんですか。

事務局： それは人・農地プランと全く一緒で、同じような人・農地プランも位置づけなので、この担う者の一覧のところに名前が載ってるということは条件になってくると思います。そこは、もう前から一緒ですけども。

議長： ほか、よろしいですか。

(質問、意見なし)

では、質問がないようですので、その他の(2)を終わりたいと思います。

事務局のほう、最後にその他であります。

事務局： すみません、皆さん。お忙しいところ大変恐縮なんですけれども、今日総会案内にも少し書かせていただいております。市の生活環境課のほうより、農業者の方に少しご意見伺えたらなという案件があるということで、今、ちょっと生活環境課の職員が参りますので、もしお急ぎの方はもうあれなんですけれども、少しだけお時

聞いただけるようでしたら残っていただきたいなと思います。

議長： 今、事務局が申したとおり、この後、太陽光のことについて若干説明をしたいということを聞いております。

◇ 閉 会

議長： 一応これで農業委員会は閉じさせていただきたいと思います。
もし、お急ぎの方は帰宅されても構いませんので、本日はこれでとどめたいと思います。どうもありがとうございました。

令和6年12月26日

議 長

委 員

委 員